

第 2 1 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 4 月 1 5 日 開 会

平成 2 8 年 4 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年4月15日(金)午後1時45分 米沢市農業委員会第21回農地部会をJA山形おきたま米沢支店大会議室に招集した。

出席委員(16名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	10番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	11番 上村貞義 委員	18番 石川正義 委員
5番 二宮啓一 委員	12番 中村圭介 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	

欠席通告委員(2名)

9番 鈴木孝一 委員  
14番 安部輝雄 委員

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者(1名)

農林課

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	町田 和利
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	佐藤 秀洋
主 査	水谷 春栄
主 事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

- |        |   |
|--------|---|
| 報第 1 号 | 非農地証明の報告について                                      |
| 報第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項並びに農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第 1 号 | 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について            |
| 議第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について                         |
| 議第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について                       |
| 議第 4 号 | 農用地利用集積計画について                                     |
| 議第 5 号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について                               |
| 議第 6 号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について                               |

開 会 午後1時45分

議 長 それでは、時間前ですが部会のほうを進めさせていただきたいと思います。  
桜の花も満開の中、いよいよ春作業本番ということで、皆様方におかれましてもお忙しい中、大変ご苦労さまです。

先ほど会長のほうからもお話がありましたが、昨夜の九州の大地震ということで、本当に災害は忘れたころにやってくるということで、いつどういときどんなことが起きるかということが本当に予測がつかないということで、皆様方におかれましても、常日ごろの防災意識を高めていただきながら、今後安全に生活をしていけるように、そう思うところであります。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

本日の出席委員は、安部輝雄委員及び鈴木孝一委員がきょう欠席するという連絡が入っております。18名中2名欠席ということで16名であり、去る4月8日に通知しました第21回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、11番上村貞義委員、12番中村圭介委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田農地主査。

戸田農地主査 1カ所訂正がございます。11ページをごらんください。

受理番号34号につきまして、4月14日付で取下届が出ておりますので、削除していただくようお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。  
議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明したので報告します。

受理番号1号から5号まで計5件でございます。田5筆 3,609㎡、畑4筆 1,588㎡、合計9筆 5,197㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成5年11月18日です。申請理由は、平成5年11月18日付第464号で農地法5条の転用許可を得、住宅を建てて現在に至っているためです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、△△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和45年です。申請理由は、昭和45年に自宅を建設し、以来宅地として利用しているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和45年8月です。申請理由は、昭和45年8月に車庫兼小屋を建て、以来宅地として利用しているためです。

受理番号4号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和33年1月です。申請理由は、昭和33年1月に住宅を建設し、自宅の敷地として利用しているためです。

受理番号5号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地と原野への転用です。転用年月日は昭和30年ごろです。申請理由は、昭和30年ごろから申請地の一部を資材置場とし、ほかは耕作せず原野化しているためです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第4条第1項並びに農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第4条第1項並びに農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1. 山形県農業会議常任議員会議の答申書並びに諮問案件。3月部会での農地法第4条第1項並びに農地法第5条第1項の案件について、山形県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受け、平成28年3月23日付で許可いたしましたので、ご報告いたします。

第4条、受理番号8号の1件。第5条、受理番号59号から64号の計6件でございます。

なお、農地法第5条の受理番号60号につきましては、開発行為許可と同

日とするため、平成28年3月31日付で許可しました。

よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第4条第1項並びに農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

1 0 番

(佐久間英之委員 挙手)

議 長

佐久間委員。

1 0 番

私の案件がありますので、退席させていただきます。

(佐久間英之委員 退室)

議 長

それでは、受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査

(挙手)

議 長

水谷主査。

水谷主査

それでは、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号2号の1件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田のみ4筆 14,969.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号2号について、議案書のとおり確認することに異議はありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号2号について、議案書のとおり確認することに決定いたしました。

10番佐久間英之委員の入室を認めます。

(佐久間英之委員 入室)

議 長 それでは、受理番号2号を除く受理番号1号から14号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議 長 水谷主査。

水谷主査 では、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

先に上程となりました受理番号2号を除いて、受理番号1号から14号までの計13件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田28筆 32,931.00㎡、畑12筆 5463.30㎡、よって合計40筆 38,394.30㎡。

受理番号1号 貸人〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作不便のためです。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は道の駅用地買収に伴う代替地として賃借地を売買で取得のためです。

受理番号4号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は高齢化による経営等縮小のためです。

受理番号5号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は道の駅用地買収に伴う代替地として賃借地を売買で取得のためです

受理番号6号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は道の駅用地買収に伴う代替地として賃借地を売買で取得のためです。

受理番号7号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は事業撤退のためです。

受理番号8号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は事業撤退のためです。

受理番号9号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は道の駅代替として別人に売買のためです。

受理番号10号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は道の駅代替として別人に売買のためです

受理番号11号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。解約事由は同人との売買のためです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は道の駅代替として別人に売買のためです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作不便のためです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 だいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号2号を除く受理番号1号から14号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号2号を除く受理番号1号から14号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から15号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号1号から15号までの計15件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田119筆 134, 447. 80㎡、畑38筆 8, 721. 00㎡、合計157筆 143, 168. 80㎡。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、△△△△、受人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
1号。

1 5 番

(伊藤精司員 挙手)

議 長

伊藤委員、お願いします。

1 5 番

15番伊藤です。

受理番号1号について説明いたします。

4月2日、○○○○さんにお伺いして話を聞いたところ、今までは集積でお借りしていたんですが、年だけれども頑張ってもう少しやるということで、問題ありません。第3条のほうに変更になったということではありますが、

問題ないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
1 1 番  
議 長  
1 1 番

では、受理番号2号。

(上村貞義委員 挙手)

上村委員。

1 1 番上村です。

受理番号2号、3号を説明いたします。

3号の借人 △△△△さんは、本委員会の△△△△であります。ご本人であります。2号の貸人 ○○○○さんと△△△△さんの間の農協を仲介にしての貸貸借であります。△△△△さんから一生懸命耕作しますというコメントもいただいておりますので、特に問題がないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長  
1 7 番  
議 長  
1 7 番

受理番号4号。

(大野澤 進委員 挙手)

大野澤委員。

1 7 番大野澤です。

受理番号4号、1 1号、1 2号、1 3号をご説明いたします。

4号でありますけれども、去る4月10日、電話でありましたが、○○○さんの方に一応電話で確認しまして、△△△△さんから売買ということで、今まで○○○さんが△△△△さんのほうから田んぼをお借りして耕作していたということで、△△△△さんも年で田んぼを売りたいということの売買であります。何ら問題ないというふうと思われまます。

受理番号1 1号でありますけれども、借人の○○○さん、昨年から新規就農者になりまして、貸人の△△△△さんから、田んぼなんですけれども、旦那さんが亡くなったということで耕作者いない。○○○さんが借りてソバを耕作、ソバをまきたいということで、何ら問題ないというふうに思ひます。

同じく1 2号でありますけれども、4月13日、○○○さんのお宅にお邪魔しまして話を聞いてきました。貸人 △△△△さんでありますけれども、○○○さんが△△さんの田んぼを、田んぼでありますけれども、今まで旦那さんがソバをつくっていた。旦那さんが亡くなりましてつけれないということで、○○さんが田んぼをお借りしてソバをまくということだそうです。

1 3号ですか、同じく借人の○○○さん、△△△△さんより田んぼをお借りしてソバをまきたいということで、何ら問題ないというふうと思われまます。

よろしくお願ひします。

議 長

受理番号5号。

- 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)  
 議長 高橋委員。  
 4 番 4番高橋です。  
 受理番号5号、6号、7号、8号、9号、10号、15号について報告させていただきます。
- 初めに、5号でございます。4月8日の日、電話確認となりましたが、〇〇〇さんとお話をしました。△△△△さんと〇〇〇〇さんは親戚ということで、△△△△さんが高齢で田んぼのほうをお貸ししたいということで、両者で話し合っただけの相手方の要望ということでの賃貸借ということで、問題ないと思われま
- 6号でございます。6号のほうも4月8日の日に電話確認となりましたが、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。経営移譲のための親子間の使用貸借ということで、何も問題ないと思われま
- 7号でございます。この案件につきましては、遠藤伊一委員の調査になっております。遠藤伊一委員の話によりますと、受人の〇〇〇〇さん、△△△△△さんが〇〇〇〇さんからの要望による売買ということで、問題はないと聞いております。
- 8号も同じく〇〇〇〇さん、△△△△△さんが、〇〇〇〇さんからの要望による農地の売買ということで、問題はないと聞いております。
- あと9号、〇〇〇〇さん、△△△△△さんが、〇〇〇〇さんから農地の売買ということで、両者の要望による売買ということで何ら問題はないと聞いております。
- そして、10号でございますが、10号は受人の〇〇〇〇さん、渡人の△△△△△さんということで、これも両者の要望による売買ということで、問題はないと聞いております。
- この7号から8、9、10号につきましては、〇〇地区の〇〇の関係での代替地の案件でございます。
- 次に、15号でございます。受人〇〇〇〇さんに4月8日お会いしてお話を聞いてきました。この案件も、渡人の△△△△△さん、〇〇〇〇さんということで、両者の要望による農地の売買ということで問題はないと思われま
- 以上です。
- 議長 では、受理番号14号。  
 16番 (高橋秀治委員 挙手)  
 議長 高橋委員。  
 16番 16番高橋です。

〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係で、経営移譲年金受給のための再設定ということでお話を聞いてきましたので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいまの受理番号1号から15号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号1号から15号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号1号から15号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 　　(挙手)

議 長 　　渡部主事。

渡部主事 　　議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号1号から3号までの計3件で、畑のみ12筆 2, 493.35㎡、合計も同一でございます。

受理番号1号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農家住宅の建設のためです。こちらは第1種農地で、集落接続地域です。

受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は工場の建設のためです。こちらは第3種農地で、駅から300メートル以内の地域です。

受理番号3号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号1号から3号を上程いたします。

10番 　　(佐久間英之委員 挙手)

議 長 　　佐久間委員。

10番 　　10番佐久間です。

受理番号1号についてご説明申し上げます。

借人の〇〇〇〇さんは貸人の△△△△の息子さんでありまして、今まで別所帯を持っていたわけでありましてけれども、今回うちのすぐ脇にうちを建て

て農業をしようということであります。現地確認しましたけれども、事前着工などもなく問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

2号。  
(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。  
4番高橋です。

受理番号2号についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、鈴木孝一委員の調査区となっておりまして、きょう欠席ということで私がかかわって報告させていただきます。

鈴木孝一委員のお話によりますと、〇〇〇〇さんは金型精密加工業ということで会社をやっている方で、自宅の脇に今回工場と資材置場、駐車場を建設したいということで、お話があったそうでございます。事前着工等も現場確認ではありませんでしたので、ということでよろしくご審議くださいということでございましたので、報告させていただきます。以上です。

議 長  
8 番  
議 長  
8 番

3号。  
(高橋信夫委員 挙手)

高橋信夫委員。  
8番高橋です。

受理番号3号についてご説明申し上げます。

場所は、〇〇地内になります。〇〇〇〇の南東部に位置しておりまして、4月2日に〇〇〇〇さんに電話で確認をとっております。受人の△△△△さんが〇〇〇〇さんからの土地を購入し、会社の駐車場を造成するという事です。現地確認してまいりましたが、事前着工等もなく問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長  
1 5 番  
議 長  
1 5 番

ただいまの受理番号1号から3号について、意見並びに質問ありませんか。  
(伊藤精司委員 挙手)

伊藤委員。  
15番伊藤です。

大したことないんですが、この受理番号2号の〇〇さんの難しい「〇」と、下の有限会社の「△△」が違うんで、これどっちが正しいのか。(「どっちも正しいんじゃない」の声あり)正式にいうと。

佐藤主査  
議 長  
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

こちら登記上の名前は難しいほうの「〇〇」さんでございます。しかしながら、会社の登記記載情報が下の簡単なほうの「△」になっておりまして、戸籍上は難しいほうの「〇」だと思います。

議 長 よろしいですか。難しほう。「はい、わかりました」の声あり) そのほか  
ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から3号について許可することに異議ありませ  
んか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から3号について許可することに決定いた  
しました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

2 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 大橋委員。

2 番 2番大橋です。うちの案件がありますので、退席させていただきます。  
(大橋久芳委員 退室)

議 長 それでは、受理番号23号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 議第4号 農用地利用集積計画について、受理番号23号につきまして、  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたしま  
す。

受理番号23号につきましては、相対による賃貸借権の再設定でございま  
す。貸人 ○○○○氏より借人 △△△△氏へ、土地等の詳細につきましては  
は記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ11  
筆 11, 394㎡、よって合計も同一でございます。

こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各  
要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号23号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作  
成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号23号について、議案書のとおり米沢市が計画  
書を作成することに決定いたしました。

大橋委員の入室を認めます。  
(大橋久芳委員 入室)

1 6 番 (高橋秀治委員 挙手)  
議 長 高橋委員。

1 6 番 1 6 番高橋です。私に関係する案件がありますので、退席させてください。  
(高橋秀治委員 退室)

議 長 それでは、受理番号30号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)  
議 長 佐藤主査。

佐藤主査 農用地利用集積計画について、受理番号30号につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。  
受理番号30号につきましては、相対による賃貸借権の再設定でございます。貸人 ○○○○氏より借人 △△△△へ、土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ3筆 2,672㎡、よって合計も同一でございます。  
こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。  
全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号30号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号30号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。  
高橋秀治委員の入室を認めます。  
(高橋秀治委員 入室)

4 番 (高橋祐弘委員 挙手)  
議 長 高橋委員。

4 番 4 番高橋です。私の案件がございますので、退席させていただきます。  
(高橋祐弘委員 退室)

議 長 それでは、受理番号32号を上程します。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)  
議 長 佐藤主査。

佐藤主査 農用地利用集積計画について、受理番号32号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号32号につきましては、相対による賃貸借権の再設定でございます。貸人 ○○○○氏より借人 △△△△氏へ、土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ2筆6,062㎡、よって合計も同一でございます。

こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号32号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号32号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

高橋祐弘委員の入室を認めます。

(高橋祐弘委員 入室)

議 長

それでは、受理番号23号と30号と32号を除く、受理番号1号から35号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査  
議 長  
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

農用地利用集積計画について、先に上程となりました受理番号23号、30号、32号及び取り下げとなりました受理番号34号を除く案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本案件につきましては、先に上程及び取り下げとなった案件を除きます受理番号1号から35号までの計31件でございます。内訳は、相対による所有権移転売買4件、相対による新規の賃貸借権設定10件、再設定17件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ137筆 203,118.61㎡です。よって合計も同一でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきまし



受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、議案書合計の筆数、地積につきまして、田のみ153筆、223, 246. 61㎡にご訂正いただきますようお願いいたします。もう一度申し上げます。田 153筆、223, 246. 61㎡にご訂正いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号23号と30号と32号と34号を除く、受理番号1号から35号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号23号と30号と32号と34号を除く、受理

番号1号から35号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から12号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査  
議 長  
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

本件は、先の集積計画及び農地法第3条によるもので、受理番号1号から12号までの計12件でございます。この筆数、地積につきましては、田のみ88筆、106,664.61㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号7号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号8号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号9号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号10号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号11号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号12号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から12号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から12号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第6号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第6号 米沢農業振興地域整備計画の変更について。米沢農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により別紙のとおり変更するため、同法施行規則第3条の2の規定により平成28年3月28日付で米沢市長から意見を求められたので委員会に付議いたします。

なお、変更の詳細については農林課の担当からご説明いたします。

農林課担当者 日ごろ大変お世話になっております。農林課の齋藤と申します。こちらについては、私のほうから説明させていただきます。

まずは、農振農用地からの除外の要望でございます。

土地の表示ですけれども、大字上新田の2筆になります。地目はどちらも田んぼ、面積については663-2が336㎡、666-2のほうは80㎡です。用途区分については、変更前が農用地、変更後が白地ということになります。除外の目的につきましては、農家住宅の設置ということで、住宅113.49㎡。要望者につきましては、大字上新田660番地の○○○○さんです。他の土地利用計画との関連につきましては、都市計画区域無指定。農業関連事業の投資についてはございません。

続きまして、農用地区域への編入の要望でございます。

まず、土地の表示につきましては、塩井町塩野の2筆になります。地目については、1759-1のほうは台帳が田んぼ、現況が畑、1759-9につきましては台帳が原野、現況が畑になっております。面積につきましては、それぞれ486㎡と35㎡です。用途区分につきましては、変更前が白地で、変更後が農用地ということになります。編入の目的につきましては、塩井地

区営農業競争力強化基盤整備事業の施行のため。要望者につきましては、塩井地区土地改良事業推進委員会委員長の〇〇〇〇さんです。他の土地利用計画との関連につきましては、都市計画区域無指定。農業関連事業の投資はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの米沢農業振興地域整備計画の変更について、質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、米沢農業振興地域整備計画の変更について、承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、当該計画の変更について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、これで第21回農地部会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時23分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年4月15日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----